

平成26年生駒市教育委員会

第9回定例会 議案

平成26年9月29日

生駒市教育委員会

平成26年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第16号	平成25年度決算報告について	1
報告第17号	平成26年度全国学力学習状況調査結果の公表について	2
報告第18号	生駒市立幼稚園の運営方法の改正について	3~4

報告第16号

平成25年度決算報告について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成26年9月29日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄

報告第 17 号

平成 26 年度全国学力学習状況調査結果の公表について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月  
生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告  
する。

平成 26 年 9 月 29 日提出

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

生駒市立幼稚園の運営方法の改正について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、下記のとおり報告する。

平成26年9月29日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「法」という）の規定に基づき、生駒市立幼稚園が子ども・子育て支援新制度へ移行することから、生駒市立幼稚園の運営方法について下記のとおり改正する。

【改正内容】

1. 通園区域の変更

従来は、通園区域内で指定する幼稚園への通園を原則とし、地理的・身体的・家庭的理由等の特別な事情がある場合は指定園の変更が可能とする基準で運営してきたが、法第33条第1項に、保護者からの利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないと規定された。

したがって、通園区域外からの申し込みがあった幼稚園は、利用定員に余裕がある限り入園を認めなければならない。ただし、利用定員を上回った場合は、法第33条第2項の規定により公正な方法で選考しなければならないとされて

いることから、まず園区内の児童を優先し、なお利用定員に余裕がある場合は園区外の申込者の中から抽選により入園者を選考することにする。

## 2. 保育料の変更

生駒市立幼稚園の保育料及び入園料については、生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和25年4月25日条例第16号）により定めているが、子ども・子育て支援新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることになる。

また、入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として保育料と合わせて毎月徴収することにより賄うことが基本となる。

利用者負担に関して国が定める水準は、最終的に国の平成27年度予算編成を経て決定するものであり、生駒市立幼稚園の保育料については、国からの情報や近隣市町村の動向を見極めながら、出来る限り次の定例会において提案したい。